

平成 19 年 9 月 27 日

健康福祉部高齢福祉課長 殿

警察本部交通部駐車対策課長

愛知県道路交通法施行細則の改正について（依頼）

別添資料のとおり、10 月 1 日より駐車許可制度について改正がありますので、各関係所属（市町村）へ周知をお願いします。

担当係 駐車対策係 小林  
電 話 951-1611(5276)

平成19年10月1日から駐車許可制度の一部が変わります

#### 駐車許可要件

駐車許可は、下記(1～3)のいずれにも該当する場合に限り許可されます。

#### 1 許可を受けようとする駐車用の用務

- (1) 当該車両以外の公共交通機関等の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務。
- (2) 5分を超えない時間内の貨物の積卸し(パーキング・メーター等が設置されている時間制限駐車区間においては道路標識等により表示された時間)その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務。
- (3) 道路使用に該当する用務でないこと。

#### 2 許可を受けようとする駐車的时间、場所等

- (1) 駐車に係る用務の目的を達成するため必要な時間を超えないこと。
- (2) 時間帯(パーキング・メーター等が設置されている時間制限駐車区間にあっては方法)及び場所が、駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害するものでないこと。
- (3) 道路標識で駐車が禁止されている場所であること。
- (4) 無余地場所・駐車方法違反(左側端に沿わない駐車)になる場所でないこと。

#### 3 許可を受けようとする駐車可能な場所

次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

- (1) 重量貨物又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近。
- (2) 前記以外の車両にあっては、当該用務先からおおむね100メートル以内。

申請に必要な添付書類(各2通)

- 1 駐車許可申請書
- 2 申請車両の車検証の写し
- 3 運転者の運転免許証の写し
- 4 駐車場所及びその周辺の見取り図  
(建物、施設名称及び道路状況等が判別できるもの)
- 5 介護関係等

前記申請に必要な添付書類に加え

- ・ 県からの指定通知書等
- ・ 訪問先一覧表
- ・ 従業員の資格証の写し

が各サービスごとに必要です。

#### 申請場所

申請先は、駐車許可を受けようとする道路の場所を管轄する警察署です。

問い合わせ先

管轄の警察署交通課または愛知県警察本部駐車対策課

TEL 052-951-1611(代表) 内線5276、5277